

令和8年度那珂川町高齢者保健福祉計画及び
第10期介護保険事業計画策定支援業務委託
仕様書

令和8年5月

那珂川町

業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度那珂川町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

2. 適用範囲

本仕様書は、那珂川町（以下「発注者」という。）と受託者が行う「令和8年度那珂川町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

3. 業務の目的

本業務については、那珂川町が、「那珂川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（以後「第10期計画」とする。）を策定するに当たり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活を送れるよう本町の現状や課題、町民の高齢者福祉・保健・介護保険制度に関するニーズ等を的確に捉えつつ、地域包括ケアシステムのより一層の充実と、介護予防・日常生活支援総合事業の拡充、医療と介護の連携など、急速に進む人口減少・少子高齢化といった時代の潮流や取り巻く環境に対応し、町の総合振興計画や国の制度改正等とも整合性を図りつつ、中長期的な視点に立ち、地域の実態に即した持続可能な計画を策定する必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者がこの支援業務を委託するものとする。

4. 履行場所

那珂川町役場

5. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

6. 委託業務の内容

(1) 現状分析と課題整理

第9期計画の進捗状況を評価・検証するとともに、各種統計資料等を収集・分析し、本町の高齢者を取り巻く現状と課題を明らかにする。なお、現状分析は令和7年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の調査結果報告書を踏まえて分析すること。

【主な分析項目】

- ・高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、認定率の推移と将来推計
- ・介護サービスの利用状況と給付費の実績分析

- ・地域支援事業の実施状況と評価
- ・ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等の状況
- ・医療と介護の連携状況

(2) 介護保険事業に係る各種推計

各種統計データを活用し、計画期間中における各種数値の将来推計を行う。

【推計項目】

- ・被保険者数、要介護（要支援）認定者数
- ・介護サービスの種類ごとの利用者、事業量、給付費の見込み
- ・地域支援事業の事業ごとの利用者数、事業費の見込み
- ・第1号被保険者の保険料の推計（多段階のシミュレーションを含む）

(3) 計画（素案）の作成

上記(1)～(2)の結果及び国の基本指針等を踏まえ、計画の基本理念、基本目標、施策の方向性等を盛り込んだ計画（素案）を作成する。

【主な記載事項】

- ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ・介護人材の確保と育成、介護現場の生産性向上
- ・認知症施策の推進
- ・在宅医療と介護の連携強化
- ・成年後見制度の利用促進

(4) 那珂川町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される那珂川町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会（3回程度開催予定）の円滑な運営を支援する。

【業務内容】

- ・委員会への出席、説明、専門的見地からの助言
- ・会議資料（素案、各種データ等）の作成
- ・議事録（要旨）の作成

(5) パブリックコメントの実施支援

計画案に対する町民からの意見を募集するため、パブリックコメントの実施を支援する。

7. 成果品

- ・那珂川町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画

A4判、表紙フルカラー（デザイン編集含む）、120頁程度、本文1色、200部及び電子

データ 1 式 (CD-R 等)。なお、電子データの成果品は編集可能な形式 (Word、Excel 等) 及び PDF 形式の両方で納品すること。

・那珂川町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画 (概要版)

A4 判、8 頁、4 色 (デザインレイアウト含)、300 部及び電子データ 1 式 (CD-R 等)。なお、電子データの成果品は PDF 形式で納品すること。

8. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

9. 納入場所

本業務の納入場所は那珂川町役場とする。

10. 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。

11. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を把握するために、進捗管理経験のある社員が適宜訪問し、発注者に報告しなければならない。なお、感染症拡大防止対策として、WEB 会議による実施を可とする。

12. 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受託者の負担によるものとする。

13. 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

14. 留意事項

- ・業務の遂行にあたっては、常に本町担当課と緊密な連携を図り、十分な協議を行うこと。
- ・国の示す最新の基本指針や法令、社会経済情勢の動向を常に把握し、計画に反映させること。
- ・「第 3 次那珂川町総合振興計画」や「第 3 期那珂川町地域福祉推進プラン」等の関連計画

との整合性を図ること。

- 本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、決定するものとする。